

自転車用ヘルメット購入費の補助

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務化されています。

自転車利用者の命を守るヘルメット着用の普及・啓発のため、購入費の補助を7月1日から開始します。

補助内容

- 自転車用ヘルメット1個につき2千円（購入価格が2千円未満の場合は購入価格）
- 1人につき1個まで
- 対象とするヘルメットは、次のいずれかの安全基準認証マークのある新品
 - ①SGマーク
 - ②JCFマーク
 - ③GSマーク
 - ④CEマーク（EN1078）
 - ⑤CPSCマーク（CPSC1203）

対象 町内在住者（町税等滞納のある方を除く）

申込方法 申請書に必要書類を添えて、役場2階生活安全安心課の窓口もしくは郵送により申請

※申請書は、窓口もしくは町ホームページからダウンロードできます。

必要書類

- ・申請書（未成年者は、保護者が申請）
- ・自転車用ヘルメットの領収書（原本）… 購入日、購入店名、購入金額の記載があるもの
- ・取扱説明書等の写し… メーカー、品番（商品名）、安全基準認証マークの記載があるもの
- ・請求書と通帳等の写し（補助金は、申請者名義の口座に振り込みます）
- ・本人（申請者）確認書類の写し… 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面のみ）等の写し

申込期限 令和7年3月31日（月）まで（郵送も令和7年3月31日（月）消印有効）

※既に購入された場合でも、購入日が令和5年4月1日以降であれば、支給対象になります。

※予算上限に達した場合、期間中であっても補助を終了することがあります。